景観形成のための支援制度 令和7年度対象事業の募集

1. 趣旨・目的

本市では、良好な景観形成に貢献する建築物、外構、屋外広告物の整備などを行う場合に、整備費等の一部を助成しています。

この度、令和7年度に工事を予定されている方を対象に助成対象事業を募集します。

2. 助成対象

以下の行為のうち、各区域の景観に関する基準等に適合し、すぐれた都市景観の形成のための 努力が特に認められるものであって、令和7年度に実施するもの。

●景観重要建造物及び神戸市指定景観資源

- ・管理計画又は保存活用計画に基づき行われる外観等の維持、修理に要する行為。
- ・地域活動拠点等の地域活性化に資する用途に活用するための改修に要する行為で必要と認め られるもの。
- ●景観計画の重点地域等の区域内、景観形成市民協定の区域内、その他都市景観の形成のために特 に必要と認めるもの(各区域の説明は備考欄をご覧ください。)
 - ・建築物等の新築、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え又は外観を変更することと なる色彩の変更のうち、建築物等の外観意匠の高質化に関する行為。
 - ・案内サイン、モニュメント、ライトアップ整備など建物敷地や公共空間等の<u>屋外空間の高質</u>な修景に関する行為。

【ライトアップ整備の例】

ハード事業:公共的空間におけるライトアップ及び夜間演出設備の整備

ソフト事業:イルミネーションや夜間観光に繋がるイベント

・<u>屋外広告物の</u>表示、移転、撤去若しくは内容の変更、又は屋外広告物を表示する物件の設置、 改造、移転、撤去、修繕若しくは色彩の変更のうち<u>外観意匠の整理、高質化に関する行為</u>。

【屋外広告物に関する特記事項】

- ・撤去とは、屋外広告物、屋外広告物を掲出する物件の撤去とします。屋外広告物を白地に する場合は含みません。
- ・下記の①②の条件を満たすものを助成対象とします。
 - ①神戸市屋外広告物条例等、各種法令の規定に適したものであること。
- ②神戸市屋外広告物条例第12条の3の規定の適用を受ける屋外広告物等の場合は、その経過措置期間内にあること。

3. 助成対象経費

各区域内において定められている景観形成のための基準を満たすのに要する経費(設計費、工事 費等)のうち標準的な経費を越える部分

4. 助成金の額

①助成率 1/3以下

※景観重要建造物及び神戸市指定景観資源の外観等の維持、修理に要する行為のうち、 適切な保全管理に必要と認められる行為は1/2以下

※不特定多数の人が自由に利用できる広場や道路、施設など公共的な性格を持つ空間の整備については1/2以下

②限度額 ・景観重要建造物、神戸市指定景観資源 …500万円

・建築物等修景助成、外構修景助成 …250万円

・ライトアップ整備等 …200万円

・屋外広告物 …100万円

※実施内容により助成率・限度額は異なりますので、詳細は下記ホームページをご参照ください。

https://www.city.kobe.lg.jp/a30028/shise/kekaku/jutakutoshikyoku/scene/90_support/10_keikanjosei.html (ライトアップ整備等は下記参照)

https://www.city.kobe.lg.jp/a30028/shise/kekaku/jutakutoshikyoku/scene/90_support/20_night.html

6. 募集期間

令和6年5月14日(火)~6月28日(金)

7. 応募方法

市と事前相談の上、別紙エントリーシートに必要事項を記入し、提出してください。(図面等必要)

8. 手続き

- ・このエントリーシートは予算要求にあたり助成対象物件を選定するためのものです。
- ・エントリーシート提出後に神戸市において審査を行います。助成の可否、概算額については令和7年度にお知らせしますので、改めて助成申請をお願いします。
- ・助成申請後、景観形成の向上に向けた優先度等を勘案し、助成の正式な可否、助成額を決定します。

9. その他

- ・類似する他の助成との重複交付はできません。
- ・実施にあたっては、助成対象行為を行う場所が「景観形成に取り組む団体の活動する範囲」にある場合は当該団体と協議を行ってください。

【備考】助成対象区域について

・重点地域等-景観法に基づき定める景観計画区域のうち特に重点的に都市景観の形成を図る地域・地区

「眺望景観形成地域」: ポーアイしおさい公園、元町1丁目交差点、須磨海浜公園、ビーナステラス

「都市景観形成地域」: 北野町山本通、旧居留地、神戸駅・大倉山、須磨・舞子、岡本駅南、都心ウォーターフロント、兵庫運河周辺

「沿道景観形成地区」: 税関線・三宮駅前、南京町

・景観形成市民協定 - 市民相互による都市景観の形成を目的とした協定で市が認定したもの (トアロード地区、新長田駅北地区東部、栄町通、魚崎郷地区、新長田駅北・西地区、三宮中央通、神戸元町商店 街、有馬地区、ハーバーロードの9地区)

担当・問合せ窓口:都市局景観政策課

電話:078-595-6724

令和7年度 神戸市景観形成助成金エントリーシート

令和 年 月 日

申請者	住所	
	氏名	
	連絡先	
代理者等	住所	
	氏名	
	連絡先	
行為の場所	神戸市 区	
	□建築物等	□新築 □増築 □改築
		□大規模の修繕・模様替え
		□外観色彩の変更 □その他()
行為の種類	□外構	口修景 口その他()
・概要	□夜間景観形成	□ハード事業 (ライトアップ整備など) □ソフト事業 (イルミネーションなど)
	□広告物等	□表示 □移転 □撤去
		□その他()
	(具体的かつ簡潔にご記入ください)	
- v - + -		
行為の内容		
行為の予定期間	令和 年 月	~ 令和 年 月
行為予定費用		
(概算)		
	□付近見取図 □	配置図 口現況写真 口見積書等
	□設計図面(平面図、立面図、断面図、構造図など)	
	口その他行為の概要を示す図書	
添付図書	()
	□屋外広告物設置許可証(屋外広告物撤去等の場合)	
	□事業の詳細がわかる資料(事業範囲図、企画書、実施詳細計画書	
	など/夜間景観形成	え ソフト事業の場合)
備考	 □他の類似の助成申	請(有•無)

- ・このエントリーシートは予算の範囲内で景観形成の向上に向けた対象物件を選定するためのものです。
- ・エントリーシートを提出後に神戸市において審査を行います。助成の可否、概算額については審査後に お知らせしますので、改めて助成申請をお願いします。

※行為の概要が「夜間景観形成(ソフト事業)」の場合は下記もご記入ください。

事業実施により期待できる効果	
次年度以降の事業の展開・展望	